

令和6年8月29日

まちづくり委員会資料

公園緑地等における緑の維持管理のあり方
の策定について

建設緑政局

公園緑地等における緑の維持管理のあり方の策定について

1. 策定の目的

(1) これまでの取組

本市では、緑豊かなまちづくりを目指し、公園緑地や街路樹、特別緑地保全地区など、様々な緑の確保と育成、維持管理に市民と協働で取り組んできました。

(2) 緑を取り巻く状況の変化・社会変容の加速化

- ・行政が管理する緑のストックの増加
- ・公園緑地内や街路樹などの樹木の大径木化や老木化
- ・日常の維持管理を支える協働の担い手の高齢化
- ・多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響
- ・身近な緑の管理に対する市民の意識やニーズの変化

(3) 緑の維持管理のあり方の策定

市制100周年及び「全国都市緑化かわさきフェア」を契機に、本市における緑の質の向上を目指すとともに、緑を取り巻く状況の変化等への的確に対応する必要があります。そのため、これまで取り組んできた樹木の特性に応じた剪定などの緑の維持管理を、更に計画的に推進し、多様な主体と協働で取り組む上で、**行政が担うべき緑の維持管理の方針**として「緑の維持管理のあり方」を定めるものです。

(4) 「緑の維持管理のあり方」の位置づけ

「上位関連計画」

- 川崎市総合計画（第3期実施計画）（令和4年3月）
- 川崎市緑の基本計画（平成30年3月）
- 資産マネジメント第3期実施方針（令和4年3月）
- 川崎市景観計画（平成30年12月改定）
- 川崎市地域防災計画 震災対策編（令和元年度修正版）
- 川崎市緑化指針（令和4年2月）

緑の維持管理のあり方

「関連計画」

- 川崎市街路樹管理計画（平成30年3月）

この「あり方」は、上位関連計画等を踏まえて検討を行い、策定します。川崎市街路樹管理計画については、「あり方」の策定を踏まえ、内容の見直しを検討します。

2. 緑の維持管理の現状と課題

(1) 現状

本市では、これまで樹種や生育環境など、それぞれの樹木の特性に応じた剪定などの維持管理に取り組んできました。維持管理作業は、業務委託や直営作業ほか、管理運営協議会や愛護会など活動団体と協働で行っています。

【公園緑地】

園内の広場や園路など利用が多い個所の高木の剪定や草刈り、また隣接する住宅地や道路への越境枝の除去などを中心に実施。

【街路樹】

樹種や生育環境など各道路の特性や樹木の生育状況を踏まえて、高木剪定とツツジ等の低木の刈込などを実施。

【特別緑地保全地区などの保全緑地】

外周部の伐採や除草、近年、ナラ枯れにより大きな被害を受けた樹木など管理に支障のある樹木の伐採・処分などを実施。

(2) 課題

●剪定等の維持管理の課題

- ・行政が管理する緑のストックが増加し、樹木も大きく成長
- ・樹木の大径木化や老木化に伴う倒木等の発生
- ・樹木の成長に伴う維持管理費の増加
（特に高木等において成長に応じた剪定等が行き届かない）

●市民協働の課題

- ・高齢化などから、現在の協働の取組が難しい状況
- ・愛護活動の魅力を高め、参加しやすい仕組みづくり

●社会変容や緑を取り巻く課題

- ・利用形態の多様化や柔軟な活用に対するニーズへの対応
- ・緑が持つ多様な機能や効果の市民への情報発信不足



成長した公園緑地の樹木



強風で倒木した街路樹



保全緑地のナラ枯れ対応

公園緑地等における緑の維持管理のあり方の策定について

3. 「緑の維持管理のあり方」について

(1) 「緑の維持管理のあり方」の概要

「緑の維持管理のあり方」は、公園緑地内の植栽や街路樹、保全緑地などの樹木等について、計画的で持続可能な維持管理を行うための方針を示すものです。

<検討のフロー>

●特性を踏まえてそれぞれ分類

【公園緑地】立地、利用状況等
【街路樹】路線ごとの特性等
【保全緑地】市民利用の状況等



分類に応じて
管理基準
の検討



「あり方」
の策定

(2) 対象とする緑



①公園緑地



②街路樹



③保全緑地

① 公園緑地	街区公園(1,028か所)、近隣公園(33か所)、広場公園(1か所)、緑道(20か所)、都市緑地(115か所)
② 街路樹	高木(約41,000本)、低木(面積約160,000m ²)
③ 保全緑地	特別緑地保全地区と緑の保全地域(合計117緑地)のうち、公有地の76緑地

(令和5年度末現在)

(3) 管理基準のイメージ(公園緑地の例)

- 公園緑地ごとに、2年に1回、3年に1回、5年に1回などの、基本的な高木の剪定頻度を設定
- 立地や利用状況などに応じて、剪定方法や剪定頻度、樹形等を設定
- 園内の広場や園路を中心に、また沿道からの景観、見通しの確保、越境枝の抑制など、計画的な維持管理を行う必要のあるエリアを設定



(4) 検討の主なポイント

●安全・安心な緑

危険な樹木の撤去や、生活に支障となっている樹木の対応を速やかに行い、緑の安全性を確保し、緑のある安心な生活を創出

●快適で身近な緑

緑の特性を踏まえた、適切な緑の維持管理を持続的に行い、快適で生活に身近な緑を提供

●多様な緑の機能や効果

健全な樹木の育成・保全・再生を目指し、剪定等の適切な維持管理により、緑の持つ多様な機能や効果を保全

●計画的な維持管理

高木の剪定や低木の刈込などの作業を、財源を踏まえ計画的・効率的・効果的に実施

●良好な街並み形成

景観に配慮した維持管理に取り組み、市民が常に良好な緑を実感できる街並みを形成

●「緑の維持管理のあり方」の市民との共有

本市の緑の維持管理の取組や、緑の持つ多様な機能や効果を発信し、関心を高め、「緑の維持管理のあり方」の理解を市民と共有

●新たな緑と関わる機会の創出

緑への愛着を持った市民が暮らしの中で、身近な緑と関わり、地域において活動できる機会を創出



安心して利用できる公園緑地



景観に配慮した街路樹の剪定

公園緑地等における緑の維持管理のあり方の策定について

4. 「あり方」の策定に向けた取組について

(1) 「あり方」の策定に向けた取組状況

今年度から、**公園緑地と街路樹の維持管理の予算を拡充**し、より安全・安心で良好な緑豊かな都市空間の創出に向けて、**景観への配慮や樹木の特性等に合わせた樹木剪定等**を行います。また、剪定等を実施した箇所において剪定の対象や手法、効果や課題等について利用者や関係者等に意見を聞くなど、**計画的な維持管理を行うための調査・検討を実施**します。これらの取組を通じて得た内容を「あり方」策定の検討に反映していきます。

【令和6年度に拡充して取り組む主な内容】

取組内容	令和5年度	令和6年度（予定も含む）
公園緑地	—	・計画的な剪定等に取り組むことを目的に、維持管理に係る予算を拡充し、高木剪定などを行う対象の公園緑地を増やして実施
街路樹	・さらなる適正管理に向けた取組として、維持管理に係る予算を拡充し、低木(全路線)の年1回の刈込と除草を実施	・計画的な剪定等に取り組むことを目的に、維持管理に係る予算を拡充し、低木(全路線)の年1回の刈込と年2回の除草を実施。また高木剪定についても対象路線を増やして実施 ・市役所通りなど緑化フェア会場周辺や主要駅からのアクセス路においても対応
保全緑地	・維持管理に係る予算を拡充し、保全緑地外周部の大径木の伐採や越境枝の枝おろし、除草(幅刈り)を実施	・保全緑地外周部の大径木の伐採や越境枝の枝おろし、除草(幅刈り)を実施 ・保全緑地内部での計画的な管理に向けた実証実験
「あり方」の調査・検討	・現況調査 ・公園緑地や街路樹などの分類 ・分類に応じた管理基準の検討 ・維持管理費の試算	・剪定等の実施による効果測定・調査 ・公園利用者及び近隣住民へのアンケート調査 ・管理運営協議会などへのヒアリング調査 ・街路樹愛護会向けアンケート調査

(2) 附属機関における審議

「緑の維持管理のあり方」の内容については、剪定等の維持管理の効果検証を基に、対象とする樹木や維持管理の基準などについて庁内で検討を重ねるとともに、学識経験者等で構成する「**川崎市公園緑地等整備計画推進委員会**」において審議を行います。

【審議のポイント】

- ①本市の緑の維持管理の基本的な考え方
- ②対象とする緑
- ③基本的な管理基準 など

(3) 取組に関する市民への発信

今年度から、緑の維持管理の拡充にあわせて、取組内容等について市民への発信を行い、緑の維持管理を通じて、緑への理解を深め、関心を高めていきます。

【発信内容のポイント】

- 緑の維持管理の周知のため、**ホームページにより情報を発信**
 - 「あり方」の策定に向けた取組
 - 公園緑地と街路樹の維持管理の取組状況
(市民が身近な公園緑地や街路樹の剪定等の効果を実感できるように、作業日など剪定スケジュールなどの事前情報)
 - 身近な緑の理解につながる、緑の機能や効能、役割
 - 取組の有効性や課題等を把握するため、剪定を実施した公園緑地等において、**市民と効果を検証**
 - 全国都市緑化かわさきフェア**の来場者に、緑の維持管理の取組や大切さを知ってもらうため、会場に展示等の情報を発信
- ⇒これらのポイントを基に、**市民に維持管理の拡充の取組を発信**

5. スケジュール

令和7年度の「緑の維持管理のあり方」の策定を目指して、維持管理業務や、剪定等の実施箇所におけるアンケート調査などの**効果検証**を行うとともに、**附属機関における審議、パブリックコメントの実施など**、策定作業を進めていきます。

年度区分	R5	R6	R7	R8以降
「緑の維持管理のあり方」策定作業		策定作業 フェア フェア 考え方の整理 内容の整理	案の検討 12～1月 パブコメ	3月 策定 「緑の維持管理のあり方」に基づく維持管理へシフト
議会報告		8/29	随時	
附属機関審議		● ●	● ●	
公園緑地等における維持管理業務		拡充して一部スタート	継続	
〃 効果検証		「あり方」に反映	継続	

※公園緑地等における維持管理業務については、引き続き、その成果を検証し、植栽状況や市民利用の変化に応じて、適宜、最適化を図っていく予定です。

公園緑地等における緑の維持管理のあり方の策定について

参考資料

■ 今年度の取組事例（街路樹の低木刈込）

高津区
久本1号線

作業前



作業後



宮前区
宮前9号線



麻生区
白鳥63号線

